

名 称	所 在 地	電話番号 (FAX)	担当障害種別
横浜市青葉区精神障害者 生活支援センター ほっとサロン青葉	〒225-0014 青葉区荏田西 2-14-3 ハーモス荏田 2F	910-1985 (910-0106)	精神障害者
横浜市港南区精神障害者 生活支援センター	〒233-0003 港南区港南 4-2-7	842-6300 (840-0313)	精神障害者
横浜市金沢区精神障害者 生活支援センター 愛&あい	〒236-0021 金沢区泥亀 2-1-7 2F	701-4116 (701-4116)	精神障害者
横浜市南区精神障害者 生活支援センター サザンウィンド	〒232-0027 南区新川町 1-1 リーガルズ 横浜南 2F	251-3991 (251-3991)	精神障害者
横浜市発達障害者支援センター	〒221-0835 神奈川区鶴屋町 3-35-8	290-8448 (314-9666)	発達障害者
クラブハウスすてっぴなな	〒224-0041 都筑区仲町台 5-2-25 ハンドミリ-003号	949-1765 (949-1765)	高次脳機能 障害

(2) 精神障害者退院促進支援事業**精**

【対 象 者】 横浜市内の精神科病院に概ね1年以上入院している精神障害者の方

【内 容】 本事業の利用を希望し、かつ病院の主治医から推薦がある方を、協議のうえ対象者に決定し、専任の職員（自立支援員）による退院に向けた支援を行います。

【窓 口】 健康福祉局 障害支援課 在宅支援係

【電 話】 671-3821 【F A X】 671-3566

(3) 知的障害者巡回相談**知**

【対 象 者】 在宅の知的障害者

【内 容】 障害者更生相談所から精神科医師・ケースワーカー・心理判定員など専門スタッフが家庭を訪問し、総合的な判定に基づく支援を行います。

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(4) 訪問指導事業**身****知**

【対 象 者】 療養上の支援を必要とする18歳以上の障害者とその家族

【内 容】 福祉保健センターの保健師などが家庭を訪問し、ご本人やご家族のこころとからだの悩みや不安などに関する相談に応じながら、日常生活上のアドバイスをを行います。

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

日中活動**(1) 障害福祉サービス**

障害者自立支援法（16頁）では、「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「地域活動支援センター」の5種類の日中活動の場があります。それぞれ利用者の意向や障害の状況にあわせて、活動の場を選択します。また、障害児は、訓練や活動の場である「児童デイサービス」（64頁）があります。

ア 生活介護事業**支援法**（104頁～）

【内 容】 食事や入浴・排せつ等の介護や、日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会等を提供します。

【対 象 者】 ① 障害程度区分3以上（「施設入所支援」併用の場合は区分4以上）

② 年齢が50歳以上の場合

障害程度区分2以上（「施設入所支援」併用の場合は区分3以上）

【窓 〇】 各区福祉保健センター（裏表紙）

イ 自立訓練事業（生活訓練） **支援法** **知** **精**（123頁～）

【内 容】 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施します。

【対 象 者】 地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持向上等のため、一定の支援を必要とする知的障害者・精神障害者。

【窓 〇】 各区福祉保健センター（裏表紙）

ウ 自立訓練事業（機能訓練） **支援法** **身**（124頁～）

【内 容】 理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施します。

【対 象 者】 地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持向上等のため、一定の支援を必要とする身体障害者。

【窓 〇】 各区福祉保健センター（裏表紙）

エ 宿泊型自立訓練事業 **支援法**（130頁～）

日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方に対し、夜間居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための支援等を実施します。

オ 就労移行支援事業 **支援法**（123頁～）

【内 容】 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施します。

【対 象 者】 ① 企業等への就労を希望する65歳未満の障害者
② 技術を習得し在宅で就労、起業を希望する65歳未満の障害者

【窓 〇】 各区福祉保健センター（裏表紙）

カ 就労継続支援事業（A型） **支援法**（125頁）

【内 容】 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を実施します。

【対 象 者】 次のいずれかに該当する65歳未満の障害者
① 就労移行支援事業を利用後、企業等での雇用に結びつかなかった障害者
② 就職活動の結果、企業等での雇用に結びつかなかった障害者
③ 就労経験はあるが、現在離職している障害者

【窓 〇】 各区福祉保健センター（裏表紙）

キ 就労継続支援事業（B型） **支援法**（124頁～）

【内 容】 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けた支援を実施します。

- 【対象者】 ① 就労等の経験後、年齢や体力的な問題から就労等の継続が困難になった障害者
 ② 就労移行支援を利用後、一般就労や就労継続支援（A型）の利用に結びつかなかった障害者
 ③ ①、②以外で50歳を超えている障害年金1級者、または就労移行支援、就労継続支援（A型）の利用が、雇用の場が乏しいために困難な障害者 等
- 【窓口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

（2）地域活動支援センター

在宅の障害者が、地域で自立した日常生活をまたは社会生活を営むことができるよう、創作的な活動又は生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る場として5つの種類の日中活動の場があります。それぞれ利用者の意向や障害の状況にあわせて、活動の場を選択します。

ア 地域活動支援センター・デイサービス 支援法

在宅の障害者が障害者地域活動ホームなどの登録事業所に通所して、機能訓練・創作的活動・給食・送迎等のサービスを受けることができます。

- 【対象者】 在宅の身体障害者、知的障害者、精神障害者
 【窓口】 各区福祉保健センター（裏表紙）
 【実施施設】 「地域活動施設一覧表」（障害者地域活動ホーム）（104～106頁 参照）ほか

イ 地域活動支援センター（障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型） 支援法

在宅の障害者が、登録事業所に通所して地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、創作的活動・生産活動等のサービスを受けることができます。

- ① 地域活動支援センター障害者地域作業所型 身 知
 【対象者】 主に在宅の身体障害者、知的障害者
 【窓口】 各区福祉保健センター（裏表紙）
 【実施施設】 「地域活動施設一覧表」（106～109頁 参照）
- ② 地域活動支援センター精神障害者地域作業所型 精
 【対象者】 主に在宅の精神障害者
 【窓口】 各区福祉保健センター（裏表紙）
 【実施施設】 「地域活動施設一覧表」（109～112頁 参照）

ウ 精神障害者生活支援センター 精 支援法

地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立、及び社会参加を促進するため、精神保健福祉士などによる日常生活相談や、規則正しい生活維持のためのサービス（食事、入浴、洗濯）、生活情報の提供等を行います。

- 【対象者】 主に在宅の精神障害者
 【窓口】 精神障害者生活支援センター（8頁）
 【実施施設】 「相談窓口」（9頁 参照）